

投票環境の向上について (答 申)

令和4年3月

北九州市明るい選挙推進協議会

目次

はじめに	1
第1章 今後の期日前投票等のあり方	2
1. 期日前投票所の増設について	
2. 集合型期日前投票所について	
3. 移動型期日前投票所について	
4. 投票所の混雑緩和などの環境整備について	
5. 高齢者や障害のある有権者のための取組みについて	
第2章 主権者教育の更なる仕組みづくり	8
1. 学校現場の取組みについて	
2. 学校と連携した取組みについて	
3. 家庭や地域等各種団体と連携した取組みについて	
4. 情報リテラシーの醸成について	
第3章 新たな選挙啓発の方向性	23
1. 効果的な選挙広報について	
2. 投票行動への誘導について	
3. 若者への働きかけについて	
検討会を終えて	29
委員名簿	30
開催経過	31

はじめに

国政選挙・地方選挙を通じて投票率が全国的に低下傾向にあり、有権者が投票しやすい環境を整備することによって投票率の向上を図っていくことが重要な課題となっています。そこで北九州市明るい選挙推進協議会は、市選挙管理委員会と連携して選挙啓発事業等を展開するほか、シンクタンク的な役割として選挙啓発事業計画の策定にも携わってきました。

中でも、平成29年に本協議会が参画した「投票環境の向上に関する具体的方策」では、商業施設への期日前投票所の設置や出張所における期日前投票時間の延長、さらには若者向け啓発動画の作成などの施策を提言しました。市選挙管理委員会ではこれを着実に実施され、その結果、令和3年1月に執行された北九州市議会議員一般選挙では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言下での選挙にも関わらず、一定の成果を上げることができました。

また、選挙権年齢の満18歳以上への引下げに合わせ、低投票率の大きな要因である「政治への関心の低下」と「若者の選挙離れ」を打開すべく、主権者教育が充実強化されることになりました。主権者教育の目的は、一義的には投票率の向上ではなく、民主政治の根幹である主権者の政治的リテラシーの醸成であります。結果として投票率が向上することになります。

さて、令和3年5月、市選挙管理委員会から本協議会に対して、令和7年の市議会議員一般選挙を目途に、「今後の期日前投票等のあり方」「主権者教育の更なる仕組みづくり」「新たな選挙啓発の方向性」を検討項目とする投票環境の向上の改善方策等について諮問がなされました。

諮問内容が多岐にわたることに加えて、今般のデジタル化の進展などによる生活様式の急変に伴う、選挙環境を取巻く状況が変化するなか、本協議会では学識経験者、教育、福祉分野などの専門家、子育て層や大学生など総勢22名で構成する「投票環境の向上に関する検討会」を令和3年6月に設置し、同年8月から令和4年2月にかけて議論を行い、市議会の意見やアンケート調査の結果を踏まえ、この度、投票環境の向上の改善方策等について答申をまとめました。

本答申が今後の施策の展開の一助となれば幸甚です。

北九州市明るい選挙推進協議会
会長 山崎 克明

第1章 今後の期日前投票等のあり方【諮問項目1】

平成29年12月に提言した「投票環境の向上に関する具体的方策」で期日前投票の増加に見合った整備として商業施設への設置を求め、事実、設置・運用され一定の成果があったものの、この4年間の人々のライフスタイルや価値観の多様化は目覚ましいものがある。さらなる高齢化が進む中、投票率を維持、向上させる一つの手段として、期日前投票所の設置時間、場所、期日前投票の柔軟な対応など、本市の特性に合わせた環境整備の再考が必要視されている。

本章では、市選挙管理委員会からの諮問に基づき、今後の期日前投票等のあり方を考察するにあたり、費用対効果、制度的制約を考慮した上で、長期的視点も加味しながら事業実現性に重きを置いた意見を提言する。

なお、選挙は公平、公正な管理執行が前提であり、期日前投票等の検討にあたっては、選挙管理委員会職員、選挙事務従事員の負担増を避けなければならない。そのため、増加する事務量を緩和する施策が求められることを申し添える。

1. 期日前投票所の増設について

期日前投票制度^(※1)は、平成15年に、それまでの不在者投票に比べ手続きが簡素な投票制度として導入された。その運用にあたっては、様々な手続きについて厳格な規定を置いている公職選挙法の中にあって、投票所設置場所や期間、時間帯の設定について自由度が高く、選挙管理委員会が各地域の実情を踏まえ、有権者の利便性向上に最も寄与できる制度の一つである。

本市の期日前投票所は、区役所7か所と、面積の広い区を補完するための出張所9か所に設置されており、総じてバランスのとれた配置とされている。さらに、出張所のない小倉北区、戸畑区、八幡東区の3区には、人の集まりやすい商業施設に、臨時期日前投票所を設置し有権者の利便性を確保している。^(※2)

一方、その利用率（期日前投票者数の全投票者数に占める割合）について、市議会議員一般選挙を例にとると、平成17年が、17.05%であったものが、令和3年では38.98%と倍以上^(※3)となっており、今後も順調な伸びが予想される。ところが、この利用者数の増加は、市民の利便性に寄与した反面、投票所によっては、特定の時間帯に混雑を招くという結果をもたらしている。

(※1) …資料編 P1 (※2) …資料編 P2 (※3) …資料編 P3

【取組みの方向性】

投票環境の向上を図る有効な選択肢として、期日前投票を最大限活用すること

を前提に、その設置の方向性について検討を行った。

(1) 人口集積という視点からの検討

居住人口は、新たな郊外の宅地開発、あるいはコンパクトシティなど都市部への人口集積等、時代のニーズに合わせて変化するものである。そのため、居住人口の増減と、期日前投票所の投票率の関係を絶えず注視しながら設置、あるいは廃止をするべきである。

具体的には、人口が集積しているが、近辺に期日前投票所が設置されていない地域、例えば、八幡西区北部、若松区西部の新興住宅地域のような人口が増加しているにもかかわらず、投票率が低い傾向にある地域^(※4)などは、最寄りに期日前投票所を増設することにより、投票行動の誘因に寄与すると思慮する。

なお、増設にあたっては、設置費用、人件費など多大な経費^(※5)を伴うため、利用率や費用対効果を念頭に、既存投票所の再選別を含めて検討すべきである。

(※4) …資料編 P4 (※5) …資料編 P5

(2) 商業施設の活用

すでに、市内3区においては商業施設を期日前投票所として指定してきた。これは、頻繁に人の往来がある施設であり、親子連れで利用しやすいことはもちろんのこと、次章以降で後述するが、「親が投票に行く姿を子どもに見せる」ことによる若年層に対する投票行動の涵養、いわば主権者教育の一環としての側面もある。また、このような「人の集まりやすい施設」に設置された期日前投票所が多くの有権者の目に触れること自体、一定の啓発効果があると考えられる。

今までどおり、新たな期日前投票所の設置にあたっては、通勤・通学途上で気軽に立ち寄れたり、買い物で訪れたりする機会が多い商業施設を第一に選択すべきである。また、適当な商業施設がない場合は、各区の地域特性に合わせた「人の集まりやすい施設」での設置を検討すべきである。

なお、設置場所の選定にあたっては、有権者、立候補者の公平性確保にも十分な留意をしつつ取り組まなければならない。

2. 集合型期日前投票所について

公職選挙法では、本市のような政令市の場合、各区に選挙管理委員会が置かれる。そのため、期日前投票についても、有権者の居住する区で投票するものとされ、現在、区を超えて他区に設置している例はなく、居住区以外での投票はすることができない。

そのため、同一場所で複数区の投票ができる期日前投票所があれば、有権者の

日常生活に合わせた投票が可能となるので、その利便性が増すことは明らかである。

一方、集合型期日前投票所を設置する場合には、各区の有権者の投票が混合しないよう、厳正に管理が必要となる。このため、各区ごとに必要な投票スペースの安定的確保、投票の秘密等を確保するスペースの創出、従事員の確保などの課題のほか、設置に伴う多大な経費が必要になる。また、複数の区に対応するためには、設置する区の数に応じた投票管理者や立会人の確保、有権者の導線や案内誘導などが必要となる。そのため、投票できる区が増えるほど、投票所の規模や従事員の数、費用が嵩むことになる。

そこで、投票所としてのスペースの確保の可能性、費用対効果、本市の人口流動等を念頭に、集合型期日前投票所の必要性を検討した。

【取組みの方向性】

本市の人口動態の特色^(※6)として、都市中心部へ極端な集中はなく、特定の地域間の人口流動に留まっている。具体的には、小倉南区から小倉北区への流入、若松区、八幡西区間の相互移動の傾向が高い分析結果であった。

この分析結果から、小倉北区での小倉南区の期日前投票所の設置、若松、八幡西区との複数区型期日前投票所の設置などが考えられる。

複数区型期日前投票所のむやみな設置や、安易な全区型の設置は、費用対効果を考えれば慎重にすべきものであるが、有権者の利便性を考慮すれば、まずは、実現が可能で効果的などころから試行すべきものとする。設置にあたっては、明確な根拠と他都市の前例を参考にしながら取り組んでいただきたい。

(※6) …資料編 P6

3. 移動型期日前投票所について

移動型期日前投票所は、離島、山間部などの過疎地での投票環境の確保、投票所までの交通手段のない高齢者のための効果的手段である。他都市の事例^(※7)によると、移動型期日前投票所の運用理由は、投票所の統廃合などにより、高齢化や過疎化が進む一部地域で交通手段の確保が難しい有権者の投票機会の確保などの代替策の要素が大きい。他都市事例等を参考に、通常の選挙での導入の可能性について考察した。

(※7) …資料編 P7

【取組みの方向性】

バス等を利用して地域を巡回する移動型期日前投票所は、自宅近くで投票が可能となることから遠距離の外出が困難な方に有効なのは明らかである。

一方で、240か所の当日投票所とバランスのとれた期日前投票所を擁した本市において、設置する地域、運行ルートなどを決定する場合、対象が個人である以上、公平性や公正性の観点から固定化することは困難であるとする。

現状では難しいと考えるが、今後も他都市の動向を注視しつつ研究に努めていきたい。

ただし、費用対効果の観点から、今後、仮に、投票所の統廃合が行われる場合は、巡回バスにより最寄りの投票所まで送迎する、あるいは一時的な期日前投票所を設置するなど、個別のきめ細かな対応を最適に組み合わせることで、統廃合の影響を受ける有権者の投票機会を確保する必要がある。

4. 投票所の混雑緩和などの環境整備について

期日前投票制度の浸透により、投票者の約4割が期日前投票を利用している。結果、コロナ禍の中、令和3年の市議会議員一般選挙においては、特定の時間帯によっては、混雑する投票所が散見された。区役所や商業施設のように回避スペースがある投票所は、時間帯による投票者の多寡に対応できるものの、出張所のような小規模施設では、警備人員の追加配備、待機スペースの確保、導線の変更など対症療法的措置を講じたものの抜本的対応が求められる出張所も見受けられる。

また、ホームページ上で投票所内の混雑状況を、前回選挙の時間別混雑状況と併せて情報提供しているが、システム上、2～3時間のタイムラグが発生し、リアルタイムでの提供ができていない。

そこで、各期日前投票所の選挙執行時の状況を考察し対応策について検討した。

【取組みの方向性】

混雑している出張所は、施設規模に余裕があり、導線の変更、混雑状況に関する情報提供などの工夫で対応可能なものと、駐車場を含め施設規模が狭隘などの理由から対応が困難なものに大別される。投票に支障をきたす狭隘な混雑投票所は、他施設との併用など大胆な見直しが必要である。今後の新たな期日前投票所の開設にあたり、混雑緩和を念頭に置いた施設選択は重要な条件の一つと言える。

混雑状況の情報提供に関しては、他都市でも採用しているリアルタイムな情報提供システムを導入すべきである。このシステムの活用次第では、新たな投票行動につながる契機となる可能性もある。今後とも他都市の状況等^(※8)を参考に、絶え間ない改善に取り組まれない。

現行、投票所に行かなくても投票ができる郵便等投票は法規制により投票でき

る有権者が限定されている。また、インターネット投票については国が実証実験中であり、現時点では、本人認証やセキュリティなどの観点から、実用化される見通しが立っていない。今後とも、その進展について国の動向を注視していただきたい。

(※8) …資料編 P8

5. 高齢者や障害のある有権者のための取組みについて

高齢者や障害のある人は、天候、随行者の兼ね合いで、当日だけの投票機会では不便である。複数の日が選択できる期日前投票は投票機会の拡大につながり大いに有効である。加えて、期日前投票所までの交通手段、選挙情報の取得方法など、福祉施策との組み合わせを考慮する必要がある。

このため、本節を考察するにあたり、それぞれの現状の取組に即して意見を述べる。

(1) 期日前投票所のバリアフリー化

当日投票所を含め、ほぼ全ての投票所でバリアフリー化に対応し、段差等の不具合が発生した場合も、随時、必要に応じて対応できる体制を整えている。

【取組みの方向性】

期日前投票所の増設に際しては、施設内のバリアフリー化は当然であるが、高齢者や障害のある人が利用しやすいという視点からの配慮が必要である。中でも雨天でも濡れることのない駐車場への導線確保は投票行動を促す大きな決め手となるので考慮されたい。

(2) 移動支援対策

現在、「シルバーひまわりサービス」など、福祉有償運送等の投票所へのアクセスを支援する制度に関する情報^(※9)を提供しているものの、巡回バスの運行や無料乗車券の配布などの移動支援については、費用がかかり一部の有権者だけを優遇することになりかねないため、公平性や公正性の面からも限界がある。

(※9) …資料編 P9

【取組みの方向性】

高齢者や障害のある人にとっては、移動手段としての「シルバーひまわりサービス」などは有効であり、また、「選挙に行き、自分の意思を表明したい」という社会参画や自己実現の欲求は、人生の中で重要な要素、人権である。このことを幅広く世間に周知することが大切である。それが地域等の協力につながるのでは

ないか。民生委員や地域ボランティアの方が災害時に避難所に同行する仕組みが地域によってはある。投票するにあたって、地域の人材の協力を得るなど、地域の参画について研究されたい。

また、期日前投票所への送迎方法については、今後はさらに、地域住民やボランティアに協力を求めるなどの方策を研究する必要がある。

移動型期日前投票所の設置は投票増加につながる手法ではあるが、市内で万遍なく実施することは事実上不可能に近い。移動支援対策として、他都市の動向を注視しつつ研究されたい。

(3) 情報提供方法

選挙情報の提供については、通常の方法に加えて、各種団体やケアマネジャー等を通じて周知しているが、高齢者や障害のある人へ情報を提供する仕組みが確立されていない。

【取組みの方向性】

高齢者や障害のある人には、期日前投票のメリットを含め、政治や選挙への関心を高めることも重要である。各種関連団体と連携を密にし、各々のホームページで登載の協力を得るなど効果的な周知方法等を検討されたい。

またその際には、投票所では様々な合理的配慮がなされており、安心して投票所に足を運ぶことができることを、事前に広く周知されたい。

(4) 制度の規制緩和

郵便等投票の対象に関する規制緩和、不在者投票指定施設への認可基準の引下げ^(※10)を、鋭意、国、県に要望しているものの、実現に至っていない。また、不在者投票指定施設として認可基準を満たしてはいるものの、指定申請を行っていない福祉施設管理者には、県に指定申請するよう奨励するとともに、認可基準以下の施設に対しては投票所に行きやすい環境づくりを要請している。

(※10) …資料編 P10

【取組みの方向性】

郵便等投票や入所施設で投票できる不在者投票については、対象者の拡大や不在者投票指定施設への認可基準の引き下げが必要であると考え。引き続き、強力に要望されたい。また、インターネット投票の進展について国の動向を注視されたい。

第2章 主権者教育の更なる仕組みづくり【諮問項目2】

平成27年6月に選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられる制度改正があり、これを契機に、新たに18歳、19歳に対する主権者教育の必要性が急速に高まった。

主権者教育とは、『国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成すること（総務省／常時啓発事業のあり方研究会・最終報告書）』と捉えており、様々な施策が実施されることになった。

主権者教育と選挙の投票行動との関連性は、投票が主権者としての権利の行使の一つであり、主権者教育からのアウトプットと捉えられる。主権者教育を通じた主権者としての必要な資質、能力の育成が、今後の投票率の向上だけでなく、投票の質の高度化にもつながるものと考えられる。そのため、主権者教育へのインプットを実施、強化することが重要であり、長期的視野に立った方策が求められている。

本市の若年層の投票率を令和3年の市議会議員一般選挙で示せば、市全体の投票率40.29%に比べ20代の投票率は、22.39%と、20ポイント近く低い状態であり、5人のうち1人しか投票していないということになる。^(※11) 政治や選挙に関心が低い若者が年齢を重ねた先、全体の投票率の低下を招くことは明らかであり、民主主義の根幹を揺るがすものとして、大いに危惧するところである。

主権者教育の主体の中心は小学校から大学までのそれぞれの教育機関である。各教育機関は、文部科学省の新学習指導要領等のもと鋭意、主権者教育を実践することになる。一方、将来を担う子どもたちの育成は、教育機関に任せきりにするものではなく、多様な主体とのしっかりとした連携、協働によっても涵養しなければならないと考える。そこで、本章では、大局的な見地から、まず、国の主権者教育に関する考え方を示した上で、本市の小、中学校、高等学校の現状と方向性を考察し、教育機関を含めた様々な主体との連携を議論した。

(※11) …資料編P11

参考1

総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議」とりまとめ（平成29年3月）より抜粋

① 主権者教育の課題

（学校における課題）学校における政治に関する教育は、教育基本法により政治的中立性を要請していることから、従来、政治的題材を扱うこと自体が避けられてきた傾向にある。高校生に対する教育が重点的に行われたが、その内容は政治や選挙の知識学習や、模擬投票を体験する取組に重点が置かれ、主体的に考え、

十分議論し、意思決定を促す取組は必ずしも多くない。

学校教育において現実の政治的事象を扱う際に、公職選挙法上の選挙運動規制との関係や政治的中立性の観点から18歳未満の政策討論や、教員による判断材料の提供方法等について、留意する事項が多く、授業でどの程度扱えばよいのかななどの疑義を抱く、授業で扱いにくいと指摘する声もある。

(選挙管理委員会における課題)

学校に出向いて授業を行う出前講演、模擬投票などの取組に関し、主権者教育の重要性が増したことにより、学校からの要請が急増する中、人員不足から、特に選挙時期には対応が困難になっている。

(学校と外部との連携協力の課題)

学校外部の団体との連携は、専門的知見を有する者から学べる効果的な取組みであるが、どのような人がいて、どのようなことを行い得るのか、これらの情報が把握されず、十分理解されていない。地方公共団体に問い合わせても十分整理されていない。

② 主権者教育に考えられる方向性

(ア) 継続的に投票参加する主権者の育成

主権者教育は、小さい頃から意識的に醸成していくことが肝要であり、「子供から大人まで」あらゆる年代に対して継続した教育の機会を提供すべきである。

「身近な問題から社会問題まで」、年代や環境に応じた題材を扱い、「考える力、判断する力、行動していく力」を醸成する多様な取組が求められる。

また、今般の学習指導要領の改訂等では、主権者として必要な資質・能力を整理するとともに、すべての高校生が履修する科目として新たに「公共」を設けるとされている。この中では、小・中学校段階からの体系的な主権者教育を充実し、高校における「公共」において、自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育むことが示されている。

(イ) 発達段階に応じた取組の方向性

○ 高校入学以前の段階

(小学生) 親からの影響を受ける度合いが大きく、家庭が担う役割は非常に大きい。しかしながら、子供の規範となるべき親世代の投票率は、近年低水準で推移しており、子供の意識付けと合わせ、親世代の意識向上も重要である。

そのためには、地域での親子イベント、授業参観での出前授業、家族揃っての投票が有効である。

(小学生高学年や中学生) 家庭を離れ視点が広がる年代であることから、地域課題を題材として取り組むことが有効。また、学校全体で児童会・生徒会選挙を活用し主権者教育に取り込むことが望まれる。

○ 高校生段階

高校段階では、社会問題を理解できる年代とも考えられ、公民科目以外での教育、政治事象を題材としたディベート、実際の選挙を題材とした模擬投票、新聞記事やニュースの活用が効果的である。特別支援学校では、学校によって工夫を凝らした取組が期待されている。

○ 高校卒業後の有権者

大学の必修科目としての主権者教育の設置、期日前投票所の大学設置、住民票異動の理解、不在者投票制度の認知度向上、企業の協力、地域における主権者教育の場の提供などが有効である。

また、大学生が高校以下の学校に出向き、出前講演を実施する活動も見受けられる。児童、生徒に近い年代の大学生が行うことにより、生徒が興味を持って授業を受けられるとともに、大学生自身の学びにもつながる効果的な取組である。

(ウ) 計画的・組織横断的な取組の方向性

地域の様々な機関が連携協力し、年代に応じた題材と選挙の時期を踏まえ、長期計画の策定が必要である。小学生高学年から中学生に至る段階では、選挙から遠い時期は、地域課題に関する議論をする学習、選挙に近い時期には、地域課題を題材に模擬選挙等を行い、高校生段階では、選挙から遠い時期では、現実の政治的事象に関してのディベートで政策討論を行い、選挙が近づくと実際の選挙を題材に模擬投票を行うなど発達段階を通じた体系的な取組が考えられる。

また、地方公共団体の議員や職員、税務署職員(税金の活用方法)、弁護士(法律の学習)など他施策の教育と連携した取組も考えられる。

参考 2

文部科学省「主権者教育推進会議」最終報告(令和3年3月)より抜粋

① 新学習指導要領における主権者教育の充実

現代の諸課題に対して求められる資質・能力として「主権者として求められる

る力」を挙げ、小学校、中学校、高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成することとされている。例えば、小学校社会科で市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校社会科では、民主政治の来歴、民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連を扱う。高等学校では、現代の諸問題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会の関りを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す共通必修科目として「公共」を新設するなど、主権者教育の充実が図られている。

② 大学段階での取組の充実

各大学等の実情に応じて、主権者教育の充実を図ることができるよう、以下の観点から好事例を収集し、横展開を図る。

- ・ 期日前投票や不在者投票の周知の工夫を含めた選挙啓発に向けた取組
- ・ 高大連携を含む全学共通カリキュラムでの取組
- ・ 大学と自治体の連携など教育課程外の学生の自主的な取組

③ 家庭・地域における取組

子供たちの主権者としての意識を涵養するためには、人格形成の基礎が培われる幼少期からの取組が大切である。また、学校における主権者教育の充実のためには、家庭、地域の理解、協力が欠かせない。そのため、子供たちが多くの時間を過ごす家庭や地域も主権者教育の場として重要であり、家庭や地域における取組の充実が求められる。

- ・ 保護者への主権者教育の重要性を周知、親子参加型行事の実施
- ・ P T A 団体等との連携による普及啓発活動の実施
- ・ 地域学校協働活動やコミュニティスクール、公民館等での取組み

④ 主権者教育の充実におけたメディアリテラシーの育成

新聞やテレビ、ネット記事、SNSなどのインターネットの情報など膨大かつ多様な情報が子どもたちを取り巻いている現状を踏まえ、多様なメディアの特性に応じて、適切かつ効果的に必要な情報を収集できるようにすることが重要である。

主権者として現実社会での諸課題について、多面的・多角的に考察を深めるには、収集した情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し、自分なりの意見を持つこと、自分たちが社会を作っていくという当事者意識を持つことが重要である。

1. 学校現場の取組みについて

本市の小中学校では、学習指導要領に基づき、「公民としての資質・能力」の基礎を育成している。^(※12) 公民としての資質・能力の基礎を育成するために、主体的に問いを設定し、課題を追究したり解決したりする学習の充実が求められている。その中で、課題の解決に向けて、習得した知識や諸資料等から多面的・多角的に考察、構想（選択・判断）、説明、合意形成や社会参画を視野に入れながらの議論を通して、論拠を基に、自分の意見を説明、論述したりする「思考力・判断力・表現力等」を養うものである。例えば、副読本を用いて、小学3年生では、「地いきの安全を守る」地域の人たちと「安全会ぎ」をしよう。小学6年生では、教科用図書により「くらしの中の政治」を単元に、中学2年では、「男女普通選挙」「日本国憲法の制定」「民主政治の来歴」について、3年生では「民主主義と日本の政治」選挙制度等について、などを社会科の授業で実施しているほか、多くの学校で、特別活動として、自治意識を高めるため、学級会活動で、自分たちの学級の役割分担や係を決めたり、学級のよりよい姿を求めて話し合ったりする時間を設けている。また、一票の持つ価値や参画意識などを醸成するため、児童会や生徒会役員改選において、立会演説や、実際に、本物の投票箱や記載台を使用して投票することもある。

高等学校については、各県立学校で、年度当初に「主権者教育の目標」「具体的内容」「年間指導計画」からなる教育指導計画を作成し、「主体的に考え行動する力」、「社会への参画」を目標に、主権者教育を行っている。^(※13)

地域の課題解決に貢献する態度や主体的に考え、行動し、社会に参画する態度の育成などを主権者教育の目標に掲げ、主権者教育を通じ投票行動を含めた様々な社会参画につなげている。

主権者教育の具体的な内容は、公民科（「現代社会」「政治・経済」「倫理」）の授業、その他に、生徒総会・生徒会長選挙、模擬議会・模擬選挙、総合的な探究の時間での探究テーマ、出前講義、議会見学など、学校行事も主権者教育の一環としてとらえ、運営を通して「主体性を身に付ける」ことで社会参画につなげるように工夫している学校もある。また、実際に選挙が執行される時期には、たとえばSNSの発信を通じて法に抵触する可能性もあるので、選挙権を持つ生徒に選挙行動のあり方を教えている。

現在、社会科等の一定の枠組みの中で主権者教育が行われている。新たな取組みを導入した場合、授業時間に限りがある上に、学校現場は多忙であるため、きちんとこれらを機能させられるかどうかは課題である。また、それぞれの立場によって、主権者教育の概念が異なるので、一義的に選挙を身近に感じる取組みができるか疑問が残る。

いずれにしても、授業に限らず学内で起こる様々な事象は、子どもたちにとって

豊かな経験となり主体性を身に付ける機会になり得る。そこで、これらを踏まえた対応が望まれるところである。

新学習指導要領に基づき主権者教育を実践するにあたり、教師のメッセージが、青少年期の子どもに大きな影響を与え印象づけることを考えれば、今後の教師個人の関わり方や取組みに期待する。

(※12) …資料編 P12～13 (※13) …資料編 P14

【新学習指導要領に基づく今後の取組み】

近年、中学校では、社会科の学習において、模擬投票などのシミュレーションを通して社会参画への意識を高める学習活動を行う学校が増加している。また、生徒総会や生徒会役員選挙等の特別活動は、ほとんどの中学校で行われ、学校自治を行う上で投票を介して意思決定することは、主権者教育にもつながっている。

主権者教育には、学習者自身が主体的に学ぶアクティブラーニングの活用が功を奏すると見込まれており、このような学習活動の取組みは、社会参画への意識を高める上で有益であり、今後も推進されるものとする。

また、小学校は令和2年度より、中学校は令和3年度から学習指導要領が改訂されている。これを受け、課題解決に向けての考察、構想（選択・判断）、説明、合意形成や社会参画を視野に入れながら議論するなどの学習の充実については、授業実践を試みる学校が増えることが予想される。今後は、「公民としての資質・能力」の基礎をさらに育ていけるように、より現実社会に近い学習課題について取り上げ、体験的に取り組む活動を通して、多面的・多角的に考察することにより、議論、構想する学習が充実されるものとする。

高等学校では、令和4年度から新学習指導要領による新しい科目「公共」の授業が開始され、これまで以上に公民としての資質や能力の育成が求められる。生徒にとって、政治を学ぶだけでなく、成人としての責務も出てくると期待している。

【学生の受け止め方】

高校生、大学生、20代の若手社会人が参加した「若者の選挙に関する座談会（令和3年12月12日開催）」^(※14)では、学校での主権者教育について尋ねたところ、選挙の仕組みや選挙運動の規制などの授業はしっかりとあったが、選挙にどう向き合うかなどの理念的なものはなかった。一方、生徒は、受験のための勉強という意識で、講義の中で受験に役に立つものには興味を示すようである。また、少数意見ではあったが、教諭の熱心な弁舌から政治に興味をもった学生もいた。

参加者の中で、高等学校の授業を振り返り、「選挙に行ったら、こんな良いことがある、自分がどういう社会で生きたいか、考えて、叶えるために選挙があるんだと

言ってくれたら考える機会が得られたのではないか。」と、まさに、主権者教育の目的そのものの意見があった。

概ね25歳以下の、いわゆるZ世代は、社会問題への関心が強い傾向があるといわれている。多様性が求められる環境に育った彼らは、SDGsでもそうであったように、この主権者教育を自分のことと捉え、順応し、自分の思考にいち早く取り入れられると期待できる。そのため、今回の主権者教育の諸施策が実効性のあるものになることを切に願うものである。

いずれにしても、今後、学校での主権者教育の推進にあたり、改めて、教師の責任の重さを実感するとともに、学校だけに責任を負わせることはできないと再認識した次第である。

(※14) …資料編 P15～16

2. 学校と連携した取組みについて

この節以降で、家庭や地域など各種団体との連携に関する取組みの方向性を各々の主体別に示しているが、そもそも、主権者教育が、子どもたちの発達段階に応じた取組みでの涵養を促すのであれば、効果、効率的にその時々々のタイミングに呼応したアプローチをしなければならない。

この節では、主権者教育の流れに即した学校の取組みを念頭に置いた意見を通して、次節以降の主体別考察の前提としたい。

(1) 学校教育との連動した取組み

これまで、市選挙管理委員会では、学校からの要請に基づき、選挙管理委員会職員による出前講演や、投票箱、投票用紙記載台の貸与などのほか、教育委員会と協働しての中学3年生向け副読本の作成、また、学校の協力のもと、選挙啓発ポスターコンクールの開催など、主に、学校との連携を介して主権者教育を継続的に実施しているところである。^(※15) これらの取組みは、主権者教育の重要性が表面化する以前から実施しているものであり、一過性のもの、検証不足のものなどが見受けられる。そこで、主権者教育を前述したような時系列的な取組みを念頭に、若者たちの将来の投票行動に結びつく効果的な事業展開を模索する必要がある。

(※15) …資料編 P17

【取組みの方向性】

① 小学生段階では、「国や地方の政治、選挙」について知ること、中学生段階で

は、「地域や市の課題」について考え、自らの意見を持つことが命題であれば、その課題に応じた副読本の提供など、教育委員会との連携のもと、その機会に応じた教材を考案することを研究されたい。

- ② 学校内の授業とは別に、小学生段階では、まず自分の目で見て知ることであれば、例えば、議場の見学、市議会議員との質疑の場の設定、中学生段階では、地域の課題を自分事として捉えた資料等を基に、多面的、多角的に考察し自分の考えを持つのであれば、例えば、市政について、市議会議員の継続的な出前講座での質疑応答、高校生では、地域課題や国の課題について自らの考えを持ち、社会参画をするのであれば、例えば、若者の投票率低下を改善するための方策を考え、北九州市に提言する、など、その成長段階に応じた実践メニューを受容する仕組みが必要があると考える。あくまでも、主体は学校であるが、地域総ぐるみでの支援体制がなくしては難しい。様々な立場で協力していただきたい。

また、選挙管理委員会としても、投票箱・投票用紙記載台の貸与、出前講演等の要請等があった場合には、主権者教育の実情に合わせた付加的な支援をお願いしたい。

(2) 体験型学習の推進

体験型学習は、机上の学習の総合化と実践化を通して、思考や理解の基盤づくり、物事への興味、関心意欲の向上、さらには問題発見や解決能力の育成等に資するものとして主権者教育には有効に作用する。また、体験方法においても、現実の事象に関わる直接的な体験、インターネット、テレビを介する間接的な体験、シミュレーションをもつての模擬的な体験が有機的に複合することによって効果があると考えられる。

選挙管理委員会では、実際の選挙で、高校生を立会人として委嘱し実体験をしてもらうことや、商業施設での親同伴での子ども向けの模擬投票イベントなどを実施している。

【取組みの方向性】

- ① 体験型学習は、主権者教育の方向性を生徒等に、より印象づけることができる。地域の多岐にわたる人材や、各種関連団体、あるいは政務に携わっている議員等への講師の要請に応えられる体制を研究されたい。
- ② 机上の学習の延長上のもので、政治、選挙に関係する場、例えば、議場などの社会見学メニューを、学校側と連携して検討すべきである。

その際には、単に見学するだけでなく、実際の議事であったり、模擬投票の

実施、議員との質疑応答など印象の残るように工夫されたい。

- ③ 実施時期などの問題もあるが、政務に携わる議員から直接、政治について説明を聞く場の設定や、あるいは議員の考え方、日常の働きを見てもらうことにより、学生や生徒が議員を通して、政治、選挙をより身近に感じることが出来る機会の創出を研究されたい。
- ④ 学校内での生徒会選挙など、子どもたち自らの手作り選挙を実施することは、子どもたちの記憶に深く残る。選挙管理委員会は要請に基づいて投票箱、投票記載台を貸与しているが、子どもたちの記憶に残るように、積極的に本物を使うように奨励していただきたい。

(3) 学生、生徒の選挙への参画

選挙執行時は、机上の学習、体験型学習で得た知識を実践の場で直視するよい機会である。生徒間では、政治、選挙の話題はタブーとする空気がある。そのような状況下、学校と連携し、学習の延長上として主権者教育を実施することは、そのような空気を一掃することにつながるのではないか。学校内で選挙について普通に友人と話せる環境をつくるのが大切と思慮する。

【取組みの方向性】

- ① 選挙を運営側から見る実体験は何物にも代え難く、意識に違いが出てくるものとする。当該投票区での企画から運営までを含め、投票所での事務従事に参画する等、実体験に基づく機会の提供についても検討されたい。
- ② 生徒の安全性、生徒間の不平等感、受験時期との兼合いなど課題も多いが、あくまでも、主権者教育、若年層の投票意識の醸成のため、例えばバスなどを活用して移動型期日前投票所を各高校に日時を決めて巡回させるなどの取組みを研究されたい。
- ③ 移動型期日前投票所を各高校に巡回させる取組みは、直接、生徒に投票する機会を提供するという観点からは有意義なものである。
一方、実現性を考えた場合、課題も多いことから、選挙時期に合わせ、生徒全員が参加できる模擬投票と選挙に関する出前講演を共催するなど、社会参画への意識を高める主権者教育が現実的である。
- ④ 「若者の選挙に関する座談会」の参加者から要望があったように、このような集まりを一過性のもので終わらせてはならない。若者たちが自分たちで主体的に継続できるまで、ディベートやプレゼンなど手法を工夫しながら、学校との連携のもと外部への発信も含めて選挙管理委員会が主体性を発揮されたい。
- ⑤ 出張授業等において、選挙や政治についての関心が高い若者の意見を聞く機

会をもち、今後の施策に生かしてはどうか。具体的には、選挙に関心をもった経緯やどのようなメッセージが必要なのかといった事項をヒアリングしてみてもどうか。

3. 家庭や地域等各種団体と連携した取組みについて

主権者教育を推進するためには、学校だけでなく学校を取巻く地域等の協力は不可欠である。学校間連携、関連団体との連携、家庭や地域との連携など多重的な連携をもって、学校現場を中心に展開する仕組みが必要と考える。

若者が、選挙や政治について自分のこととして自分自身で思考し、自己のテーマから投票行動へと発展させていく。そして、友人や周囲の者へ波及していく、そして、友達から友達、また家庭の中に、家庭から地域に広がっていくことを期待する。

そのような伝染性を促進させる手法を研究されたい。

(1) 家庭との連携

子ども段階、特に小学生は、多くの時間を家庭で過ごし、親の行動を全面的に肯定する時期である。この時期の印象は将来の思考、行動の礎となり、成否の判断を下す潜在的な根幹となりうる。また、親は子どもの規範であると同時に、少なからず、子どもからも親が影響を受けることになる。結果、投票率が低迷している子育て層の投票行動に結びつくものと考えられる。

「第25回参議院議員通常選挙における若年層の意識調査について^(※16) (令和元年8月)」によると、親と投票に行った経験のある人となない人に分けて、投票行動を見ると、「ついていったことがある」人(58.3%)は、「ついていったことはない」人(36.6%)より「投票に行った」と回答した割合が20ポイント以上高い結果となった。また、子ども向けの職業体験型テーマパーク「キッザニア」が中学生に実施した調査^(※17)で「親が選挙に行っている」と答えた中学生のうち、79%が「18歳になったら選挙に行く」と回答、一方、「親がほとんど行かない」と答えた中学生では、「選挙に行く」は26.5%、「たぶん行かない」は41.2%であった。

幼年期等からの体験が有権者になってからの投票行動に一定の影響を及ぼしていると考えられる。平成28年から投票所内への18歳未満の子どもの同伴ができる法改正がされた。ぜひ、親が子どもと同伴で投票所に行くことをお願いしたいものである。なお、親の影響で投票に行くことは一つのきっかけであり、本来、主権者教育で求められているのは、自分の考えからの投票行動である。それが、「たぶん行かない」中学生を行かせる術でもある。

選挙管理委員会では、PTA広報誌への啓発記事掲載、親子向け模擬イベントを継続的に実施しているが、それら事業の効果の検証は難しい。それぞれの事業の目的をしっかりと定め、様々な工夫をもって効果的な事業を展開していただきたい。

(※16) …資料編 P18 (※17) …資料編 P19

【取組みの方向性】

- ① 家庭内での会話の中で、政治を話題とするなど、家庭での意識の涵養が重要である。そのためには、PTAが中心となって保護者向け研修会など有効な方法を検討されたい。
- ② 子どもへの主権者教育を通じて、子どもが保護者に選挙行動を促すという波及効果を考えれば、親子一緒に投票所に行く、家族揃って投票する、それを促す工夫を研究されたい。
- ③ 親の投票に合わせて、地域のマスコットキャラクターの模擬投票など子ども向けのイベントを併設することにより、親の投票行動を促すとともに、子どもに実体験をさせる。親子が帰宅する途上で投票について歓談することで、親子双方の主権者意識が高まる。実施主体が地域などの協力を得る必要があることが課題ではあるが、相乗的な効果を狙った工夫を研究されたい。

(2) 地域との連携

地域コミュニティは、子育て支援の一環として、学童保育による子どもの健全育成や、高校生への地域づくりへの参加、公民館活動の一環としての生涯学習活動など、子どもから大人まで幅広い社会教育に関与している。また、地域コミュニティには、様々な専門家や知識人、あるいは献身的な方も多く、人材の宝庫でもある。

本来、地域全体で「この町をどうしていこうか」など日常的会話から生まれるものであろうが、我々が主権者教育を真摯に考えた時、地域ぐるみで子どもたちを育成する責務を担っている。

【取組みの方向性】

- ① 学校で主権者教育を実践するにあたり、政治的中立性の観点など教師での対応が難しい局面があった場合、地域団体や議員などが支援でき、主権者教育を展開できる仕組みを研究されたい。
- ② 主権者教育を学校だけに任せっきりにするのではなく、通常時においても地域の有能な人材が学校に出向き、教師とともに児童、生徒を涵養することを研

究されたい。外部の人材を主権者教育の中に組み込むことは、特別な時間と子どもたちが認識し、新鮮な気持ちで向き合えるのではないか。また、ディベートやプレゼンの評価、情報リテラシーの教育に関しては、外部の人材を入れることで教師の負担が減り、新たな知識の習得、ノウハウとして活かされることを期待したい。

- ③ 各地域では、連携する組織や力を入れている事業が異なり、一律な取組みは難しいものの、地域での役割を果たしていくための地域まちづくり団体のネットワークや市民センターで活動している団体の協力を得て、市民センターの機能を活かした地域の特色ある取組みについて研究されたい。
- ④ 学校で「地域の魅力」「地域の課題」など総合的に学習した成果を発表する場や、地域と協働で話し合う場を設置し、子どもと地域双方の主権者意識を高めるなど、学校での学習を子どもを介して外へ発信すること、あるいは、地域で実体験を学校の教育に結び付けることなど複合的な取組みを研究されたい。
- ⑤ 主権者教育を個人ではなくチームで学び発信する仕組み、例えば、グループ内で協調しながら、時には対立しながら議論を深め、それを関係する地域や団体に向け発表する。主権者教育の目的を勘案、受け止める体制、仕組みを研究されたい。
- ⑥ 投票は、権利であり義務でもある。有権者は、候補者に自らの意志を付託する責任があること、あるいは、シルバー民主主義と言われる高齢者へ税金が投入されることによる不公平感によって将来の若者たちの負担が増える可能性があることなど、SDGsの視野での学校での主権者教育を補完してほしい。

(3) 企業との連携

企業が、社会貢献の一環として、主権者教育に参画することは、優秀な人材の発掘、確保などにより自らの業績向上を図ることはもとより、将来の地域経済活性化に寄与するための貴重な投資と捉えられる。

生徒や学生にとって、就職は人生での大きな分岐点である。企業が求める人材像に社会に参画することの重要性を示し、学生に自分で考え、行動する機会を提供することにより、結果として投票行動に結びつくことを期待するものである。

【取組みの方向性】

- ① 企業の関心が高い、例えば、SDGsなど将来にわたる社会性の高い施策を擁して、市が主催する講演会等で企業にアピールすることを検討いただきたい。主権者教育はSDGsにつながると、若者だけでなく企業のトップの意識も

変える可能性もある。

- ② ロータリークラブ、ライオンズクラブといった社会貢献団体には、高校生や青少年が中心となって活動する社会奉仕クラブがあり、その活動を通して、企業から働きかけを行うことができると思う。

(4) 大学、社会教育関係団体、NPOなどとの連携

中学卒業後の主権者教育は高等学校に中心が置かれがちであるが、大学段階においても高大接続改革の趣旨を踏まえ、主権者としての涵養が求められている。一方、主権者教育を受けた先駆者として後輩を涵養させる役割も担っている。

また、NPO法人や若者啓発グループなどの任意団体、あるいは、我々「明るい選挙推進協議会」、社会教育関連団体などシンクタンク機能を有する団体等は、その専門性から、主権者教育実践におけるバックアップ機能を果たすことができる。北九州青年会議所が主催した中学生会議（ドリームサミット）^(※18)などは、議会制民主主義について学び、まちの将来について議論した上で議場で発信するなど、好事例の一つである。

大学や各種団体による出前講座などは、主権者教育を推進するうえで有効な一つであるものの、大学と高校等の連携がスムーズに行われる仕組みはなく、属人的なネットワークに依存しているのが現状である。

いずれにしても、家庭や地域等との連携、大学や各種団体との連携など多重的な連携をもって展開し、社会全体として主権者教育に取り組むことが肝要である。

(※18) …資料編 P20

【取組みの方向性】

- ① 大学構内に期日前投票所を開設し、選挙管理委員会と協働して大学生が啓発の段階から選挙事務を担うことにより、自らの意識の醸成はもちろんのこと、当該大学での主権者教育の発信源として機能させることを検討されたい。
- ② 大学との連携は主権者教育の意義に合致するものである。学生を含めた大学の高等学校への講師派遣は、大学の地域貢献にもつながるとともに、学生の後学につながる場でもある。また高校生にとっても、自分のすぐ未来の姿である大学生と一緒に何かができるという関心が高く効果的な教育に結びつくと思う。大学と高校等の連携がスムーズに行われるための仕組みづくりを研究されたい。
- ③ 若者は身近な世代の意見に耳を傾ける傾向がある。広告塔となる大学生や若い世代の社会人を活用すると効果的と考える。その際、選挙に関心のある若者が関心のない若者に影響され、投票を懸念するようなことがないよう、ディベ

ートやプレゼン、外部への発信による同世代の関心の高い者同士つながりにも配慮が必要である。彼らがさらに選挙への関心を高めることで、同世代への波及効果も期待できる。若者を含む政治的無関心層の先導者となる若者を育成する仕組みづくりを研究されたい。

- ④ NPO法人の取組み「10歳からのシティズンシップ教育」^(※19)など主権者教育の趣旨と同様な方向性のものがある。このような趣旨を同じくするものとの協働ができないか研究していただきたい。
- ⑤ 高等学校からの人材派遣の要請を、その趣旨と内容を吟味した上で、適切に紹介できる仕組みがない。このような仕組みを大学との連携を含めて研究されたい。
- ⑥ 学外での体験や地域人材の出前授業の提供などを実施するうえで、相談窓口となったり、若者向けの配信やイベント実施等の情報を提供する組織が必要である。今般、Z世代の選挙への関心や投票率向上のため、アイデアを出す団体が活動しており、これらの団体を参考に研究されたい。
- ⑦ 大学生にとって、さらなる学びや積極的参画のモチベーション維持のためにも、ゼミ活動や学生団体としての組織づくりが必要であり、その活動が彼らの実績となる。そのような取組みをサポートすることも検討されたい。

(※19) …資料編 P21

4. 情報リテラシーの醸成について

子どもたちが、社会の諸問題に多角的、多面的な考察をし、自分としての思考をするための情報について、その妥当性、信頼性を正しく判断するメディアリテラシーは、主権者として情報を収集するうえで、重要な資質・能力である。これらを育むことは主権者教育の重要なポイントである。これは、学校はもちろんのこと家庭や地域などが総がかりで図るべき事象である。本節、最終の意見であるが、主権者教育の推進にあたり大きな課題と考えている。

【取組みの方向性】

若年層を含めた投票率の低下は、裏を返せば世の中に対する無関心の現れとも捉えることができる。若者の情報収集の大半はSNSなどインターネット関連であり、これは自分が興味のあるものだけを選択し、世の中の出来事、関心事から隔絶された環境を自らがつくっているとも言える。

確かに、テレビ、新聞といった媒体は、個々の若者の興味のない情報が入っている。そこで、情報過多の中で育った若者は、デジタル化の進展も相まって、

「自分にとって不要な情報を取捨選択する」スキルを自然のうちに身に着けるようになった。その一方、不況期で育ったことや東日本大震災にも接した経験などから社会問題に関心が高い傾向にあるともいわれている。

家庭での食事の際、ニュースが流れているだけでも潜在的に頭に入るものである。若者、特に子どもたちがニュースに関心を持ってテレビや新聞を見聞きする機会を提供できればと考える。これが、世の中に関心を持たせる第一歩である。

主権者教育を推進するにあたり、子どもたちに幅広く情報を享受させる方法を研究してほしい。

第3章 新たな選挙啓発の方向性【諮問項目3】

選挙啓発の趣旨は、選挙が公正に行われ、有権者が政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の信条、政党の政策を的確に判断した上で投票行動につながるためのものである。公職選挙法第6条では、「選挙が公明かつ適切に行われるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めなければならない」と規定し、「常時啓発」を選挙管理委員会の責務としている。

本市の投票率を市議会議員一般選挙を例に述べると、平成の当初は70%以上あったものが、その後、下降を続け、前回令和3年の選挙では、40.29%と30ポイント以上、下落している。特に、20代の投票率は50%以上あったものが半減以上の22.39%と若者の投票率の低さは顕著である。^(※20) 高年齢になるにつれて投票率は高くなるものの、全体の推移は低迷を続けている。

投票率の低迷の原因は、選挙の争点や天候など様々な要因が複合しているのが一概に言えないが、大きな要因の一つは、「若者の政治参加意識の欠如」^(※21) であると言われており、これは前章で述べたように今後の主権者教育に期待するところが大きい。

主権者教育が、子どもから大人まで、あらゆる年代に提供され、その環境に応じた「考える力、判断する力、行動する力」を醸成するのであれば、前述した「常時啓発」は、主権者教育との表裏一体の実践をもって果たされるものと考えている。

もう一つは、「政治への無関心」であるが、これは、サイレントマジョリティの存在ではないかと考える。彼らは政治参画には一定の理解があるものの、現状で満足しているため、あえて投票する必要がない、あるいは、自分が一票投じたとしても何の効果もないと思われ、投票行動に結びつかないでいる有権者である。主権者教育が、事実上、幼児期から大学段階までの若年層にターゲットを絞った対策であることを考えれば、若年層からのフィードバックにより意識の醸成が期待できるものの、価値観が固定された年齢層を動かすことは容易ではないと考える。

近年の投票率では、多くの有権者からの負託に基づいて選択がされたものなのか少々疑問が残る。そこで、投票率を短期的に向上させる手法も必要であり、それが選挙時啓発、いわゆる選挙広報である。権利・義務として自ら行使すべきという法の精神からは拙速な手段と捉われがちであるが、この低投票率から脱却できない状態の上に、デジタル化の進展や高齢化など投票環境が激変する中、有権者への情報発信の有効な手段などが問われている。

本章では、新たな選挙啓発の方向性を考察するにあたって、一義的に投票率向上のための効果的な選挙広報をもって、投票行動に導く手法に主眼を置いて議論を進めていく。

なお、選挙啓発は、「主権者教育」と「選挙時啓発」の両輪をもって実施して効果が発揮されることから、部分的に議論内容は重複する点があることを申し添える。

選挙広報では、「何をもって広報すれば選挙情報を幅広く周知できるのか（選挙広報）」と、「どのようにすれば投票行動にむすびつくのか（投票行動への誘導）」に大別される。

（※20）…資料編 P22 （※21）…資料編 P23

1. 効果的な選挙広報について

デジタル化の進展に伴う社会環境の変化は、選挙情報の取得方法にも大きな変化をもたらしている。普段の情報の取得手段として、従来は「テレビ」、「新聞」が情報ツールとして圧倒的であったが、市政モニターアンケートによると、「テレビ」、「スマホ・タブレット」が上位を占めている。年代別傾向では、20歳代以外の全世代でテレビが高く、「スマホ・タブレット」は、若年層ほど高く、高齢者になるほど、新聞が高くなる傾向であった。選挙情報の取得は、「スマホ・タブレット」の割合が若者層を中心に大きく伸びている。

市選挙管理委員会では、令和3年の市議会選挙を例にとると、テレビ、新聞などの広告媒体の活用は同様に行ったものの、コロナ禍の影響もあり、対面式イベント、選挙啓発グッズの手渡しを断念し、オンラインによるトークイベント、LINE・YouTubeなどを活用したPR動画の配信、ツイッターでの「北九州市議選大喜利」、のほか、ショートムービー「選挙にガチ投票してみた」の配信などWebを活用したPRを実施した。^(※22) さらに、メインキャラクターに、年代を超えて認知度の高い「ハローキティ」を用いて選挙情報の周知を図り、一定の効果と評価が得られた。

（※22）…資料編 P24～31

【取組みの方向性】

① 若者の大半は、テレビや新聞は見ない傾向になっているため、SNSなどオンラインに注力した広報をするべきである。

また、単なる政治活動だけでは興味を引かないので、ターゲットを絞った上で、ユーモアのある内容での提供を検討したらどうか。

② SNS等での情報提供など、デジタル化の進展に伴う環境変化への対応も継続して実施されたい。具体的には、駅や商業施設だけでなく、大学や専門学校など大勢の若者が集まる場所のサイネージ（大型画面）を活用する取組みが有効と考える。

- ③ 各種団体が発行する広告媒体の活用など新たな広報手段を開拓されたい。各団体の刊行物やメールマガジンは効果的な広報手段である。一般的には、有権者はどこかの団体等に帰属している。例えば一般の労働者向けの刊行物を事業所に掲示することも考えられる。サイレントマジョリティへの常時啓発としても有効なので検討されたい。
- ④ 投票率を政治の評価と捉えれば、政治の面白さ、投票の必要性を日頃の活動の中で有権者に伝えることが肝要である。日常の政治活動を有権者に分かりやすく伝える術、有権者が政治を学ぶ機会の創出がまずは必要ではないか。

そのためには、議員の報告会を市民センター等で頻繁に実施し、有権者と直接対話する機会を設けたり、各種メディアの活用等による議会中継の視聴者を増やす取組みなど、議員について知る機会を増やす取組みを研究する。

今、議論されている選挙啓発と、議員からのメッセージは投票率向上のための両輪であると考える。

2. 投票行動への誘導について

投票にいかない理由として、「候補者の人柄や政策がわからなかった」というものがある。市選挙管理委員会では、令和3年の市議会議員一般選挙では、初めて候補者の政見などを掲載した「選挙公報」を導入し、世帯すべてに配布するとともに、各市民センターに配置するほか、選挙管理委員会のホームページに掲載し、有権者に周知している。市政モニターアンケート^(※23)によると、選挙公報を77.9%の人が目にし、そのうち、必要な情報が「得られた」、「やや得られた」と回答した人は55.7%であった。また、「投票する候補者を決めるのに役立ったものは何か」の問いに、選挙公報(52.8%)、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの選挙報道(50.9%)が上位を占めていた。このように、有権者には選挙公報の情報が概ね有益に活用されているものと考えられる。

一方、有権者からは、選挙管理委員会のホームページで、候補者の発信するホームページやSNSへのリンク、候補者の政策内容を比較しての表示など、候補者選択に係る要望があがっている。法的規制はあるものの、選挙管理委員会としてもできるだけの工夫が望まれる。

本節の課題は、選挙に行かない理由として「行くのが面倒だから(14.3%)」、「政治や選挙には関心がない(14.3%)」、「自分一人の一票で政治や暮らしに影響が出るとは思わない(10.7%)」の方々をどのように投票行動に誘導するか、というものである。

なお、「適当な候補者がいない(25.0%)」については、候補者、自らの広報

内容を含めて、有権者に政見等を理解していただくことがまず第一であると考え。

前節の「効果的な選挙広報手法」は、選挙執行情報を伝える手段であり、一義的に投票行動への誘因にはならない。そこで、有権者を投票に向かわせる実現性のある方法を検討する。

(※23) …資料編 P32～34

【取組みの方向性】

- ① 昨年の衆議院議員総選挙前に、関東の高校で、生徒の質問に7つの政党代表者(国会議員等)がオンラインで答えるという授業があった。法的な規制から、選挙管理委員会が主体となって、演説会や討論会等を開催することはできないだろうが、市議会議員一般選挙の際に、各候補者の主義・主張を有権者が気軽に聞けるような機会を創出できないか研究されたい。
- ② 投票した多くの若者のなかには、自分が投票した議員がどのような仕事をしているか具体的に知りたいという声を聞く。若者の関心を高め、次の選挙で「自分で考えた一票」を投じるよう、議員活動がわかる情報発信に努めてもらいたい。
- ③ 投票行動を誘導するものとして、投票所から交付された投票済証を商店などに提示して割引等を得られる、いわゆる「選挙割」は、投票行動に誘導する有効な手段である。参加した商店では、当日の売上増に寄与するとともに、今後の新規顧客の獲得のツールとしてメリットが享受できる。

本市では、一部の商店街の店舗等が個別で「選挙割」を実施しているが、この試みに、多くの企業や団体、商店街が賛同し、協力店をマップ化するなど実現可能性の精度を高め、この取組みが継続、浸透されればより効果的な手法と考える。

また、一つのテーマ、例えば、SDGsを念頭に、見切り品等の即売会を定着させるなど、双方の経済メリットを考えながら対外アピールを意識した仕組みづくりができれば相応の相乗効果も期待できる。

選挙管理委員会が主体となって、「選挙割」など有権者にインセンティブをもって投票行動を誘導することは適切とはいえないが、結果として商店振興や地域経済の活性化に寄与することも事実である。制約された中、選挙管理委員会として何ができるか精査していただきたい。

- ④ 全国的に低投票率を向上させたいのであれば、選挙割を限定的にでも国や県自体が奨励できないだろうか。例えば「Go To選挙キャンペーン」を銘打った国規模の要請であれば、全国に展開している大規模店舗も容易に参画でき、市内への波及効果も期待できると考える。

- ⑤ 選挙割とは別に、投票済証^(※24)について、例えば、漫画ミュージアムと連携するなど魅力的なデザインにする工夫を検討されたい。

前章で示したように、主権者教育の一環で親子での投票を奨励すべきであるが、投票済証の魅力化は、子どもだけでなく子育て中の保護者にも選挙への参加を促すツールになることが期待できる。

- ⑥ 前章でも地域は人材の宝庫であり、各々が得意な分野で主権者教育に関与することが重要であると述べたが、サイレントマジョリティ対策の一翼を担っていく可能性もある。地域の中では、様々な活動があり、住民は各々の目的に沿って、団体や会合などに参加している。そうした地域団体等の主な活動拠点である市民センターの機能を活かして、垣根を超えて多くの方々に働きかけをしていけることを期待している。センターでのイベントや講座等を工夫し地域ネットワーク等を活かした取組みを研究されたい。
- ⑦ 選挙権を取得した若者から高齢者まで、ライフステージに応じて、家庭、地域、学校、社会人と、すべての世代への働きかけが必要である。特に、人生の大半を過ごすこととなる職場では、企業等にも社会貢献の一つとして、積極的な啓発活動を期待する。企業等が啓発しやすい方法について、選挙管理委員会とは、企業等と連携し、研究するとともに、選挙時期を踏まえた適切なタイミングで、積極的に企業に働きかけられたい。

(※24) …資料編 P35

3. 若者への働きかけについて

「18歳選挙権に関する意識調査（平成28年12月）」^(※25)によると、投票に行った人に、一票を投じて思ったことの問題に、「投票が簡単だった（38.6%）」、「自分で考えて一票を投じることができてよかった（32.5%）」、「有権者として責任を感じた（30.0%）」であり、投票に行った人の今後の意向は、「行こうと思う（93.7%）」との結果であった。一方、投票に行かなかった人の理由は、「今、住んでいる市町村で投票することができなかった（21.7%）」、「選挙に関心がなかった（19.4%）」、「投票に行くのが面倒（16.1%）」であり、投票に行かなかった人の今後の意向は、「行こうと思う（66.3%）」との結果であった。以上のことから、初めて経験する選挙に投票させる動機付けがその後の行動に影響を与えること、特に、若年層にとって大人が管理する投票所の敷居が高いものと認識することが多いように思われる。

問題なのは本市での住民登録である。本市は、大学が多く周辺市町村からの数多くの学生が集まってくる。選挙管理委員会では、関連部局と連携して大学の入学に

合わせ、市内への住民登録を奨励しているが、郷土愛が強い学生には通用しないようである。また逆に、首都圏など他自治体に転出する学生には、原則、転出先で住民登録をするものであるが、住民票を移してから3か月以上経っていない場合は転出先で投票することができない。この場合、不在者投票制度を活用できるものの、手続きの煩雑さと時間がかかることが弊害となっている。いずれにしても、選挙管理委員会としては、大学就学時での住民登録の奨励を強化されたい。

この調査で、投票に行った人の感想の中に「自分で考えて一票を投じることができてよかった」があった。投票に行き、自分の意見を「一票」として投じ、政治、政策につながり、自分たちの未来をつくっていく、まさに、主権者教育の求める姿を見たように思える。今後、学校での主権者教育を主軸に、選挙管理委員会は、様々な主体との連携のもと、投票率向上に向けて実践していくことについては前述してきたが、この節では、若者が投票しやすい環境づくりについて考察する。

(※25) …資料編 P36

【取組みの方向性】

- ① 市政モニターアンケートで、選挙に行かない理由として「候補者の人柄や政策がわからなかった(17.9%)」がある。また、若者の座談会でも、「立候補者が何を言っているか理解できない」などのコメントもあった。若者に対する、日常的で、分かりやすく、身近に感じられるような情報提供、いわば初心者向けの情報提供の手法を研究されたい。
- ② 投票所は、静かで周囲から監視されている雰囲気醸し出して、特に、若年層は敬遠するのではないか。その雰囲気を明るくするため、退出時に「ご苦労さま」と一声かけるだけで、また選挙で投票する気持ちになる。例えば、高校生にその役目と、投票済証を手渡す係をお願いすれば、主権者教育にもなるのではないか。検討されたい。

検討会を終えて

「投票環境の向上に関する検討会」については、本年度中に5回の会議を予定していたが、新型コロナウイルス感染者の増加による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの影響により、度重なる延期または中止を余儀なくされた。

そのため、このうち2回の会議はメールでのやり取りが中心となったが、各検討委員のご協力もあり、何とか今年度中に報告書を取りまとめることができた。この場をお借りしてお礼申し上げる次第である。

本報告書の編集を終えて、改めて申し添えておきたい。

昨年7月に、明るい選挙推進協議会会長より、当検討会の座長を拝命した際、市選挙管理委員会からの諮問の中に主権者教育が盛り込まれていたことに、一教育者として身の引き締まる想いがあった。5年前の提言で委員として参画させていただいた際、有権者の政治への意識の醸成なくしては政治離れを食い止めることは難しく、そのためには、主権者教育の必要性を記述させていただいたことを覚えている。

本報告書では、主権者教育という長期的ビジョンを踏まえながら、各諮問項目の提言に際して相互関係を配慮した。第1章の「今後の期日前投票等のあり方」では、費用対効果を念頭に事業の実現可能性に重きを置きつつ議論させていただいた。第2章の「主権者教育の更なる仕組みづくり」では、学校での主権者教育を主軸に、そのアウトプットとしての投票行動を、様々な主体との連携をもって考察させていただいた。さらに、第3章の「新たな選挙啓発の方向性」では、長期的ビジョンである主権者教育への施策と重複するものの、有権者の投票行動を促す誘導策について意見を述べさせていただいた。主権者教育が政治への関与の醸成に対し、啓発が現実的な行動誘因であるため、これらは両輪で実践されるものと考えている。

投票環境の向上に関する議論では、投票率の低さが俎上にあがるが、本来の選挙管理委員会の使命は、公正で公平な選挙の管理執行である。投票率は結果の数字にしか過ぎず、有権者が確固たる意識をもって政治、社会に参画しているか否かという根幹部分が問題である。本報告書では、選挙管理委員会ばかりでなく、議員、地域住民、企業団体などが有機的連携をもって参画すべきことを提言させていただいた。特に、将来を託す子どもたちへの主権者教育では社会総がかりの取組が求められている。

最後に、本検討会にご参加いただいた委員の皆さまに厚く御礼申し上げるとともに、今後とも選挙管理委員会の応援団としてご指導、ご鞭撻をお願いしたい。

今回まとめた提案により、一つでも二つでも施策として実現し、これからの時代にふさわしい投票環境として将来に貢献することができれば幸いである。

投票環境の向上に関する検討会座長 森 裕亮

■投票環境の向上に関する検討会 委員名簿

氏名	職名等
(顧問) 山崎 克明	北九州市立大学 名誉教授
(座長) 森 裕亮	北九州市立大学法学部政策科学科 准教授
(副座長) 上條 諒貴	北九州市立大学法学部政策科学科 専任講師
大森 福己	小倉北区明るい選挙推進協議会 会長
大石 紀代子	若松区明るい選挙推進協議会 会長
森谷 康弘	北九州市PTA協議会 副会長
井手 昇	NHK北九州放送局 放送部長
山田 宏太郎	毎日新聞西部本社 報道部北九州担当部長
古賀 由美子	北九州市障害福祉ボランティア協会 副理事長
公文 真理亜	北九州市社会福祉協議会 施設部長
吉田 順子	イオンモール株式会社 (イオンモール八幡東 営業担当)
竹永 政則	北九州市教育委員会 教育振興担当課長
厩谷 浩一	福岡県公立高等学校長協会北九州地区 会長 (福岡県立小倉高等学校 校長)
古森 利香	北九州市PTA協議会 母親委員会 委員長
安東 布司子	田原市民センター 館長
鶴田 弥生	ラジオパーソナリティ (北九州市人権啓発番組等ナレーター)
KITA9PR 部員	K I T A 9 P R 部 (まちの魅力を発信する18歳~20代の若者チーム)
西園 響輝	北九州市立大学生 (R2 大学生のつどいメンバー)
鍋島 律子	北九州商工会議所 (会社経営者)
渡 亮太	北九州青年会議所 まちの未来創造委員会 (飲食店経営)
R3.12 交代 後藤 啓太	北九州青年会議所 若者の社会参画意識向上委員会 (弁護士)
財前 和弥	北九州青年経営者会議 組織開発委員会 委員長 (税理士業)
築城 則子	遊生染織工房 主宰 (小倉織)

開催経過

	日程	議題
第1回	令和3年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・投票環境等の概要 ・今後の期日前投票等のあり方（1回目）
第2回	令和3年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の期日前投票等のあり方（2回目） ・主権者教育の仕組みづくり（1回目）
第3回	令和3年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・主権者教育の仕組みづくり（2回目） ・新たな選挙啓発の方向性（1回目）
第4回 第5回	書面協議（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな選挙啓発の方向性（2回目） ・総論／まとめ

※第4回、第5回の検討会について

令和4年1月からの新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「まん延防止等重点措置」により、第4回、第5回の検討会については、対面での開催は困難と判断し、Web会議の開催を検討したものの、委員数総勢22名での実施は難しく、書面協議にせざるを得なかった。

そのため、各委員には書面等にてご意見を伺いつつ、頂いた意見を委員全員で共有化しながら、再度意見を募る方法で、第4回、第5回の検討会の議事を進行し、今回の報告書の作成に至った。